証券コード　6047
2019年８月１日

株　主　各　位

東京都港区六本木六丁目10番１号
株式会社Ｇｕｎｏｓｙ
代表取締役　竹谷　祐哉

第７回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第７回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、2019年８月22日（木曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　　2019年８月23日（金曜日）午前10時　（午前９時受付開始）
2. 場　　所　　東京都港区六本木六丁目10番１号
　　六本木ヒルズ森タワー49Ｆ
　　六本木アカデミーヒルズ　タワーホール
3. 目的事項
　報告事項
　　1.　第７期（2018年６月１日から2019年５月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　2.　第７期（2018年６月１日から2019年５月31日まで）計算書類の内容報告の件
　決議事項
　　第１号議案　　取締役８名選任の件
　　第２号議案　　監査役１名選任の件
　　第３号議案　　当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://gunosy.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の発送に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

（添 付 書 類）

事 業 報 告

（2018年６月１日から
2019年５月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループをとりまく経営環境につきましては、国内におけるスマートフォンの保有者の割合が2018年に64.7％と前年比3.8ポイント増加するなど、スマートフォンは引き続き急速に普及しており（総務省調べ）、また、2018年の広告費は６兆5,300億円と７年連続で成長を続けております。とりわけインターネット広告費につきましては前年比116.5％の１兆7,589億円と、広告費全体の成長を牽引する成長となりました（株式会社電通調べ）。

このような状況の下、当社グループは、既存ユーザーの利用率向上と新規ユーザーの獲得を目指し、「グノシー」「ニュースパス」及び「LUCRA（ルクラ）」におけるクーポンタブの追加や０円クーポンキャンペーンなど、新たなコンテンツや施策の展開を行い、順調にダウンロード（以下、「DL」という。）数とアクティブユーザー数を拡大しました。また、「グノシー」の特化型アプリとして、スポーツ情報配信に特化した「グノスポ」、クーポン情報配信に特化した「オトクル」をリリースし、グノシーブランドを基盤とした情報配信の多角化を推進いたしました。さらに、広告主の新たなニーズにこたえるべく新たな商品開発にも注力いたしました。

収益面に関しては、上記の施策等によるアクティブユーザー数の順調な積み上がりにより、Gunosy Adsに係る売上高を7,820百万円計上いたしました。また、既存メディアの広告在庫拡大に伴い、アドネットワークに係る売上高が順調に伸長し、当連結会計年度で5,262百万円を計上いたしました。また、連結子会社である株式会社ゲームエイト及び株式会社digwellの業績が順調に伸長し、とりわけ株式会社ゲームエイトが連結業績に大きく寄与いたしました。その他、当社が保有する投資有価証券の一部を売却したことにより、投資有価証券売却益391百万円を計上いたしました。

費用面に関しては、引き続きユーザーの獲得のためテレビCM等のプロモーション施策を積極的に展開し広告宣伝費2,447百万円を計上したほか、アドネットワーク売上高の伸長に伴い、アドネットワーク売上原価が増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高15,017百万円（前期比34.1％増）、経常利益2,289百万円（前期比18.1％増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,009百万円（前期比301.0％増）となりました。

なお、「グノシー」及び「ニュースパス」「LUCRA（ルクラ）」合計の国内累計DL数は当連結会計年度末において4,598万DLとなり、前連結会計年度末比で1,244万DLの増加となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は44百万円であり、その主なものは、業務用のパソコンの購入によるものであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

インターネット市場は、技術進歩が非常に速く、また市場が拡大する中でサービスも多様化が求められます。その中でも、当社は、情報キュレーションサービスの可能性に早くから注目し、普及の一端を担ってまいりましたが、インターネットメディア市場は、依然として発展途上であり、そのマーケティング手法やサービス形態が日々進化している段階であります。当社は、上記の環境を踏まえ、以下の事項を主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

① サービスの差別化、競合優位性の確立

情報キュレーションサービスの差別化と競合優位性の確立のためには、機能強化及びユーザビリティの向上や知名度の向上が不可欠であります。機能強化及びユーザビリティの向上につきましては、当社が持つ技術力及びデザイン力を活かして、順次サービス改善を行っていく方針であります。知名度の向上につきましては、費用対効果を検討した上での積極的な広告・広報活動を推進することにより、ブランド力、認知度を向上させる方針であります。

② 広告商品の拡充、顧客基盤の強化

インターネット広告市場は今後も更なる発展が見込まれ、広告商品の多様化が進んでおります。このような中、他社との競合優位性の確立のためには広告商品の拡充と顧客基盤の強化が不可欠であります。また、ユーザー保護及び広告掲載面の品質向上のため、適正な広告掲載基準を継続的に整備する必要があります。

このような認識の下、当社では、広告掲載基準の継続的な見直しとともに、既存事業における新たな広告商品の開発・販売拡充及び新規事業における顧客基盤の強化を推進することにより、競合優位性の向上を図ってまいります。

③　開発体制の構築

インターネット業界における技術革新のスピードは非常に速く、当社の属する情報キュレーションサービス及びインターネットメディア業界においても、新たなサービスや競合他社が続々と現れております。このような中、他社とのサービスの差別化、競合優位性の確立のためには迅速な開発体制の構築が不可欠であります。

このような認識の下、当社では、最先端の技術動向の把握と技術力の向上のための勉強会等を開催し、また、定期的に社外のエンジニアも参加する勉強会を開催し、引き続き優秀なエンジニアの採用を図ってまいります。

④　営業力の強化

当社の営業部門は、蓄積されたノウハウを活かした提案及び企画により、営業活動を推進しておりますが、事業規模拡大や新規サービスの拡充に伴い、受注の獲得機会が増加することが予想されることから、営業力の強化、営業人員の早期育成に注力する方針であります。具体的には、教育研修制度の充実、営業ツールやマニュアル等の整備、外部ノウハウの活用、また、既存営業人員の育成と同時に、即戦力となる営業人員の採用を行い、営業力の強化を図ってまいります。

⑤　新規事業創出に備えた技術基盤の拡充

情報キュレーションサービス以外のサービスにおける収益の柱を創出するため、当社の強みであるIT分野における技術力と知見を活かした基礎研究を進め、機を逃さず、経営資源の投入を行ってまいります。

⑥　内部統制及びコンプライアンス体制を重視した組織体制の強化

当社グループは、今後、新規事業の展開及び新規サービスの拡充にあたり、潜在する各種リスク群を踏まえて内部統制及びコンプライアンス体制の充実・強化を図るとともに、各事業分野で活躍できる優秀な人材の採用・育成に取り組んでまいります。

⑦　コーポレート・ガバナンスの強化

当社が提供する情報キュレーションサービスは、ユーザーからの信頼性と利便性を広く認知して頂くことが事業上の重要な基盤であり、したがいまして、運営母体である当社の信頼性の維持向上は当社の最も重要な経営課題の一つであります。

このような認識の下、当社取締役会において、取締役会の運用状況及び実効性を定期的に分析・評価するとともに、取締役の職務執行に対する監督及び助言機能の一層の充実を図るなど、引き続き、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	2016年５月期 第４期	2017年５月期 第５期	2018年５月期 第６期	2019年５月期 第７期 (当連結会計年度)
売上高（百万円）	4,599	7,739	11,201	15,017
経常利益（百万円）	566	1,516	1,939	2,289
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	605	1,126	501	2,009
１株当たり当期純利益（円）	27.76	50.87	21.98	85.58
総資産（百万円）	7,587	9,609	11,555	13,982
純資産（百万円）	6,745	8,017	8,719	10,985
１株当たり純資産額（円）	309.61	358.61	374.27	459.41

（注）記載金額（１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は除く）は、百万円未満を切り捨てて記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ゲームエイト	９百万円	100.0%	ゲームに関連するインターネットサービスの提供
株式会社digwell	１百万円	100.0%	スマートデバイスに特化したマーケティングソリューションの提供
株式会社VIDPOOL	12百万円	65.0%	動画アドネットワークを中心としたアドテクノロジー関連サービスの提供
Gunosy Capital Pte. Ltd.	100千シンガポールドル	100.0%	技術革新や規制緩和が期待できる領域のスタートアップに対する投資育成
株式会社LayerX	50百万円	50.0%	ブロックチェーンに関するコンサルティング、システム開発・企画・運用、並びに研究開発

（注）１．2018年７月18日に、株式会社VIDPOOLを設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
２．2018年７月19日に、Gunosy Capital Pte. Ltd.を設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
３．2018年８月１日に、株式会社LayerXを設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(7) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
メディア事業	情報キュレーションサービスその他メディアの開発及び運営

(8) 主要な営業所

① 当社

本社：東京都港区

② 子会社

国内子会社

株式会社ゲームエイト：東京都渋谷区

株式会社digwell：東京都港区

株式会社VIDPOOL：東京都港区

株式会社LayerX：東京都港区

海外子会社

Gunosy Capital Pte. Ltd.：シンガポール

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
215名（135名）	54名増

（注） 1．従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、最近１年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

2．従業員数が最近１年間において54名増加したのは、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

3．当社グループには、メディア事業以外の重要なセグメントが無いため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
170名（61名）	18名増	30.5歳	1.8年

（注） 1．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、最近１年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

2．従業員数が最近１年間において18名増加したのは、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

なお、当社グループは、運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行５行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越契約の総額	2,300百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	2,300百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2019年７月12日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社LayerXの株式の一部を譲渡することを決議し、同日付で本株式譲渡に係る基本合意書を締結しました。

なお、本株式譲渡に関する詳細は連結計算書類の連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」及び計算書類の個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　70,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　23,799,774株

(3) 株主数　　10,636名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
木村　新司	3,786,300 株	15.90 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,670,800	15.42
KDDI株式会社	3,550,000	14.91
NOMURA SINGAPORE LIMITED CUSTOMER SEGREGATED A/C FJ-1309 （常任代理人　野村證券株式会社）	1,750,000	7.35
吉田　宏司	541,312	2.27
関　喜史	400,262	1.68
福島　良典	398,300	1.67
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000 （常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	383,147	1.60
野村信託銀行株式会社（投信口）	332,500	1.39
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	313,850	1.31

(注) 1．持株比率は、小数点以下第３位を切り捨てて表示しております。

2．「NOMURA SINGAPORE LIMITED CUSTOMER SEGREGATED A/C FJ-1309」名義の株式は、木村新司氏が実質株主として所有しております。これにより、木村新司氏の持株数は5,536,300株となり、持株比率は23.26%となります。

3．2019年５月23日付で、レオス・キャピタルワークス株式会社より当社株式に係る大量保有報告書（変更報告書）が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書（変更報告書）において、2019年５月16日現在で同社が当社株式2,674,700株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、従業員帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の中長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、2015年10月に従業員インセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」（以下、「ESOP信託」という。）を導入しております。

ESOP信託が取得する株式については、当社の会計処理においては、その取得及び売却を自己株式の増加又は減少として連結計算書類及び計算書類に反映させることとなりますが、当社が取得したものではないため、本項の持株比率の算定における自己株式数には含めておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第１回 新株予約権	第４回 新株予約権
付与決議日	2013年４月19日	2014年４月21日
区分	監査役	取締役 （社外取締役を除く）
保有者数	１名	２名
新株予約権の数	10個	1,624個
目的となる株式の数	100,000株	162,400株
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
発行価額	無償	無償
行使価額	１株当たり　８円	１株当たり　480円
行使期間	自 2015年４月20日 至 2023年４月19日	自 2016年４月22日 至 2024年４月21日
新株予約権の主な行使条件	（１）行使条件 ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。 ②本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。 ③権利者が１個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、１株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。 （２）相続 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。 （３）その他の条件 当社と本新株予約権者との間で締結されている「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

	第８回新株予約権
付与決議日	2018年７月12日
交付者数（当社使用人）	13名
新株予約権の数	85,000個
目的となる株式の数	85,000株
目的となる株式の種類	普通株式
発行価額	１株当たり1,279円
行使価額	１株当たり1,974円
行使期間	自　2020年７月13日 至　2028年７月12日
新株予約権の主な行使条件	（１）行使条件 ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。 ②本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。 （２）相続 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡し、本新株予約権が相続された場合、本新株予約権は行使できなくなるものとする。 （３）その他の条件 当社と本新株予約権者との間で締結されている「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2019年５月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
竹谷　祐哉	代表取締役	株式会社クラウドワークス社外取締役
長島　徹弥	取　締　役	―
福島　良典	取　締　役	―
木村　新司	取　締　役	Das Capital SG Pte. Ltd.Director Pegasus Wings Group Ltd.Director AnyPay Pte. Ltd.Director Cove Group Pte. Ltd.Director AnyPay株式会社取締役
塚田　俊文	取　締　役	KDDI株式会社従業員 auコマース&ライフ株式会社代表取締役 株式会社mediba取締役 ぴあ株式会社監査役
冨塚　　優	取　締　役	株式会社Tommy代表取締役 株式会社イオレ社外取締役 株式会社ポケットカルチャー代表取締役
手嶋　浩己	取　締　役	XTech Ventures株式会社ジェネラルパートナー
眞下　弘和	取　締　役	m&s partners Pte. Ltd.Director Sin Growth Partners Pte. Ltd.Director
石橋　雅和	常勤監査役	―
清水　健次	監　査　役	清水法律事務所弁護士 株式会社長越代表取締役
柏木　　登	監　査　役	株式会社BS日本常勤監査役

（注）１．取締役塚田俊文氏、冨塚優氏、手嶋浩己氏及び眞下弘和氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であり、当社は社外取締役冨塚優氏、手嶋浩己氏の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

２．監査役清水健次氏及び柏木登氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であり、当社は社外監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

３．監査役清水健次氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任時の 会社における地位	退任時の担当及び 重要な兼職の状況	退任事由	退任日
伊藤　光茂	取　締　役	コーポレート本部担当	任期満了	2018年８月24日
柳原　克哉	社外取締役	弁護士法人第一法律事務所弁護士 稲畑産業株式会社社外監査役	任期満了	2018年８月24日
新井　　努	社外監査役	新井公認会計士事務所所長 株式会社サイト代表取締役 有限責任大有監査法人代表社員 株式会社ネットマーケティング社外監査役	任期満了	2018年８月24日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、非業務執行取締役、各社外取締役及び各監査役との間に同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に規定された最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、非業務執行取締役、社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない場合に限られます。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役９名　　127百万円（うち社外　５名　　13百万円）

監査役４名　　16百万円（うち社外　３名　　8百万円）

(注) 上記員数には、2018年８月24日開催の第６回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役１名、社外取締役１名及び社外監査役１名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役塚田俊文氏の兼職先であるKDDI株式会社は当社の大株主かつ業務提携先、株式会社mediba は当社の特定関係事業者かつ業務提携先であり、営業上の取引関係があります。また、auコマース&ライフ株式会社及びぴあ株式会社についても営業上の取引関係があります。その他、当社と社外役員の重要な兼職先との間に特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	塚田　俊文	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、インターネットメディア事業に関する知識・見地から、発言を行っております。
社外取締役	冨塚　　優	就任後開催された取締役会11回のうち10回に出席し、インターネットメディア事業及び事業経営に関する知識・見地から、発言を行っております。
社外取締役	手嶋　浩己	就任後開催された取締役会11回全てに出席し、インターネット関連事業に関する知識・見地から、発言を行っております。
社外取締役	眞下　弘和	就任後開催された取締役会11回全てに出席し、グローバル企業の経営と投資事業に関する知識・見地から、発言を行っております。
社外監査役	清水　健次	当事業年度に開催された取締役会14回全て、監査役会14回全てに出席し、主に弁護士及び公認会計士としての専門的見地から、当社の法律に係る事項、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスに関する発言を行っております。
社外監査役	柏木　　登	当事業年度に開催された取締役会14回全て、監査役会14回全てに出席し、放送メディア業界及び事業会社における豊富な実務経験と経営経験を通じて培った知識・見地から、発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

(注) 1．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

3．当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、その基本方針を取締役会において決議しております。当該基本方針の概要は、下記のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ)当社は、取締役及び使用人の行動基準である「Gunosy way」及びコンプライアンス規程その他の各種規程を整備し、コンプライアンス体制の構築を推進する。また、社会の変化、事業活動の変化等に応じて各種規程の見直しと改定を行い、その実効性を確保する。

(ロ)取締役会は、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行う。

(ハ)監査役は、法令に定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。

(ニ)当社は、代表取締役が直轄する内部監査室を設置し、当該部署で毎月定期的に内部監査を実施するとともに、その結果を代表取締役及び監査役会に報告する。

(ホ)当社は、コーポレート本部長をコンプライアンスの責任者として任命する。当該責任者は、当社の横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の解決に努めるものとする。

(ヘ)当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図るものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する以下の文書については、文書管理規程に基づきその意思決定プロセス及び業務執行プロセスを証跡として残し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、随時閲覧可能な状態を維持できるように体制を整備する。

・株主総会議事録及び関連資料
・取締役会議事録及び関連書類
・その他重要な会議の議事録及び関連書類
・稟議書

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ)当社は、当社に直接若しくは間接に経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断若しくは停止させる可能性、又は当社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクを排除又は軽減するように努めるものとする。

(ロ)不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し、必要に応じて、弁護士、公認会計士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し又は最小限にとどめるものとする。

(ハ)内部監査の実施により、リスクの早期発見、早期解決を図る。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ)当社は、取締役会を定款及び取締役会規程に基づき運営し、毎月１回定時開催するほか、必要に応じて随時開催する。

(ロ)業務執行における責任体制を確立し、業務を円滑かつ効率的に行わせるため、組織、職務分掌、職務権限等に関する社内規程を整備し、遵守する。

⑤　当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の事前承認を必要とする事項や当社への報告を必要とする事項を「関係会社管理規程」に定め、子会社から当社へ適時適切に報告等が行われる体制を整備する。

(ロ)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社に、子会社の経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断若しくは停止させる可能性、又は子会社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクの排除又は軽減に努めるよう指導する。また、不測の事態が発生した場合、子会社での迅速な対応を支援するため、子会社から当社への報告体制を構築する。

(ハ)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営計画の進捗状況について、定期的に報告を求め、当社から経営計画の達成のための指導を行う。

(ニ)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「Gunosy Way」を、当社グループの共通行動基準として子会社に周知する。また、子会社で生じた内部通報について、その内容及び状況が適切に当社に報告される体制を構築する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が求めた場合には、代表取締役は監査役の職務を補助すべき使用人を速やかに設置するものとする。

⑦　⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

⑥の使用人は、監査役より補助の要請を受けた場合、その要請に関して取締役及びその他の使用人等の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の任命、人事異動、懲戒及び人事評価については監査役の同意を必要とする。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(イ)取締役会規程に基づいた決議事項は適切に取締役会に付議されるほか、監査役は、取締役会決議事項以外の重要な事項についても、取締役会等において、その内容を確認できるものとする。

(ロ)(イ)の会議に付議されない重要な稟議書や報告書類等について、監査役は閲覧し、必要に応じて内容の説明を求めることができるものとする。

(ハ)取締役及び使用人は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社に著しく損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、監査役に報告するものとする。

(ニ)当社の取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、速やかにかつ適正に業務執行の状況等を報告する。

(ホ)当社は(ハ)(ニ)に従い、監査役への報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑨　子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる体制を整備し、また、当社の監査役は必要に応じて子会社の取締役、監査役等及び使用人に対して、報告を求めることができるものとする。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ)監査役は、取締役、使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。

(ロ)監査役がその職務の執行について必要な経費の前払い等の請求をした場合、当該職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社はこれに速やかに応じるものとする。

⑪　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を定め、代表取締役の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、その適合性を確保する。

⑫　反社会的勢力の排除に向けた体制

(イ)当社は、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、一切の関係を持たず、不当な要求や取引に応じたりすることがないよう、毅然とした姿勢で組織的な対応をとる。

(ロ)コーポレート本部を反社会的勢力対応部署として「反社会的勢力対策規程」を定め、組織的に対処できる体制を構築する。

(2) 体制の運用状況の概要

当連結会計年度における前記体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることの確保

取締役会については、定時取締役会を12回、臨時取締役会を２回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。

② リスク管理体制

内部監査室にて内部監査計画を定め、内部監査を実施し（14回）、その結果を代表取締役及び監査役に報告（14回）いたしました。

③ コンプライアンス体制

コンプライアンス規程を定め、取締役及び使用人への周知を図っております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報制度を導入しております。

④ 監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役は、取締役、内部監査室担当者その他の使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行いました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略などを総合的に勘案し、株主価値を最大化させることを念頭に、資本政策を決めていく方針であります。中でも、利益配分につきましては、経営成績及び財務状態を勘案の上、配当及び自己株式の取得等、最適な時期に最適な手法で行ってまいりたいと考えております。

当該方針に基づき、当事業年度は無配といたしました。将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く経営環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針でありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等につきましては未定であります。

（注） 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年５月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,577	流動負債	2,993
現金及び預金	11,157	買掛金	1,167
売掛金	995	未払金	679
その他	425	未払法人税等	297
固定資産	1,404	前受金	624
有形固定資産	75	株式給付引当金	17
無形固定資産	303	その他	207
のれん	284	固定負債	3
その他	19	株式給付引当金	3
投資その他の資産	1,024	負債合計	2,996
投資有価証券	628	(純資産の部)	
繰延税金資産	139	株主資本	10,862
その他	256	資本金	4,046
		資本剰余金	4,046
		利益剰余金	2,940
		自己株式	△169
		その他の包括利益累計額	△1
		その他有価証券評価差額金	△1
		為替換算調整勘定	0
		新株予約権	67
		非支配株主持分	56
		純資産合計	10,985
資産合計	13,982	負債・純資産合計	13,982

連結損益計算書

（2018年６月１日から
2019年５月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**15,017**
売上原価		**7,879**
売上総利益		**7,137**
販売費及び一般管理費		**4,834**
営業利益		**2,302**
営業外収益		
受取利息	0	
業務受託収入	0	
助成金収入	0	
その他	0	2
営業外費用		
支払利息	0	
為替差損	7	
株式交付費	0	
固定資産売却損	4	
固定資産除却損	2	
その他	0	15
経常利益		**2,289**
特別利益		
投資有価証券売却益	391	
新株予約権戻入益	2	393
税金等調整前当期純利益		**2,683**
法人税、住民税及び事業税	678	
法人税等調整額	△2	675
当期純利益		**2,007**
非支配株主に帰属する当期純損失		**1**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,009**

連結株主資本等変動計算書

（2018年６月１日から
2019年５月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,975	3,975	930	△199	8,682
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	70	70			141
親会社株主に帰属する当期純利益			2,009		2,009
自己株式の処分				30	30
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	70	70	2,009	30	2,180
当期末残高	4,046	4,046	2,940	△169	10,862

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△2	－	△2	39	－	8,719
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						141
親会社株主に帰属する当期純利益						2,009
自己株式の処分						30
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	0	1	27	56	85
当期変動額合計	0	0	1	27	56	2,265
当期末残高	△1	0	△1	67	56	10,985

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　　５社

連結子会社の名称　　株式会社ゲームエイト
株式会社digwell
株式会社VIDPOOL
Gunosy Capital Pte. Ltd.
株式会社LayerX

当連結会計年度において、株式会社VIDPOOL、Gunosy Capital Pte. Ltd.及び株式会社LayerXを新たに設立したことにより、連結の範囲に含めております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社ゲームエイト、Gunosy Capital Pte. Ltd.及び株式会社LayerXの決算日は３月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

また、連結子会社である株式会社digwell及び株式会社VIDPOOLの決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、３月末日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの　　……移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産　　……定率法を採用しております。

（リース資産を除く）

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　１～15年

工具、器具及び備品　　３～20年

無形固定資産　　……定額法を採用しております。

（リース資産を除く）　　なお、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
なお、当連結会計年度末においては、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

株式給付引当金 ……株式交付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却することとしております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法 ……株式交付費については、支出時に全額費用として処理しております。

消費税等の処理方法 ……消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

(株式付与ESOP信託に係る取引について)

(1) 取引の概要

当社は、従業員帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の中長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、2015年10月に従業員インセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」（以下、「ESOP信託」という。）を導入しております。ESOP信託では、当社が当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は、株式交付規程に従い、信託期間中の従業員の等級や人事評価等に応じた当社株式を、在職時に従業員に交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　2015年３月26日）を適用しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用を除く。）により、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しており、帳簿価額は169百万円、株式数は157,600株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

表示方法の変更に関する注記

（表示方法の変更）

連結貸借対照表

前連結会計年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払金」及び「前受金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「未払金」は557百万円、「前受金」は353百万円であります。

連結損益計算書

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「営業外収益」の「講演料収入」（当連結会計年度０百万円）、「物品売却益」（当連結会計年度０百万円）及び「仮想通貨評価益」（当連結会計年度０百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

また、前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「営業外費用」の「消費税等差額」（当連結会計年度０百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

また、前連結会計年度まで「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。なお、前連結会計年度の「固定資産除却損」は０百万円であります。

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

会計上の見積りの変更に関する注記

（耐用年数の変更）

当連結会計年度において、本社の移転時期を決定したため、移転後利用見込のない固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。また同様に、本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、償却に係る合理的な期間を短縮しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ46百万円減少しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　　83百万円
2. 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行５行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	2,300百万円
借入実行残高	ー百万円
差引額	2,300百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
   普通株式　23,799,774株
2. 配当に関する事項
   (1) 配当金支払額
   該当事項はありません。
   (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
   該当事項はありません。
3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
   普通株式　563,700株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
   (1) 金融商品に対する取組方針
   当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金は主に自己資金で賄っております。資金運用においては短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。
   (2) 金融商品の内容及びそのリスク
   営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、非上場の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金は一年以内の支払期日であります。
   (3) 金融商品に係るリスク管理体制
   ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
   当社グループは、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
   ②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
   当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
   (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
   金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
（1）現金及び預金	11,157	11,157	－
（2）売掛金	995	995	－
資産計	12,152	12,152	－
（1）買掛金	1,167	1,167	－
（2）未払金	679	679	－
（3）未払法人税等	297	297	－
負債計	2,144	2,144	－

（注） 1．金融商品の時価の算定方法

資産

（1）現金及び預金、（2）売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

（1）買掛金、（2）未払金、（3）未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 （百万円）
非上場株式	628

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表には含めておりません。

１株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額

459円41銭

2. １株当たり当期純利益

85円58銭

重要な後発事象に関する注記

株式譲渡による連結子会社の異動について

当社は、2019年７月12日開催の取締役会において、当社取締役 ファウンダーであり、当社連結子会社である株式会社LayerX（以下、「対象会社」）の現代表取締役社長である福島良典氏（以下、「福島氏」）に対し、当社が保有する対象株式の一部を譲渡することを目的として、福島氏との間で株式譲渡契約に関わる基本合意契約書を締結することを決議し、同日締結しました。

1. 株式譲渡の理由

対象会社の親会社である当社は、AnyPay株式会社とともに2018年８月１日に対象会社を設立いたしました。対象会社はブロックチェーンに関するコンサルティング、システム開発・企画・運用、並びに研究開発を行って参りましたが、このたび、対象会社の代表取締役社長である福島氏よりマネジメントバイアウト（以下、「本MBO」）の手法で、対象会社の当社保有株式を譲り受けたいとの申し出がありました。

当社は「情報を世界中の人に最適に届ける」というビジョンのもと、メディアの開発・運営と広告事業を柱に企業規模の拡大にまい進しております。対象会社も、その一翼を担っておりましたが、対象会社を取り巻くブロックチェーン領域の市場環境は、わずか１年足らずの間に劇的に変化し、厳しさと不透明さが増しました。このような環境の変化に対処するために対象会社は、より機動的かつ自由度の高い意思決定が必須と考え、本MBOの申し出に至っております。

これに対し当社としても、本MBOにより対象会社がブロックチェーン領域のリーディングカンパニーとしての地位を確立することが、より中長期的に期待される事業シナジーの実現及び保有する対象会社の株式価値の最大化に資すると考えております。

そのため当社において、対象会社の代表取締役社長である福島氏からの申し出を受諾し、その保有する株式の一部の譲渡に向けた基本合意書を締結することとなりました。

2. 異動する子会社の概要

（１） 名称	株式会社LayerX	
（２） 所在地	東京都港区六本木六丁目10番１号	
（３） 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 福島 良典	
（４） 事業内容	ブロックチェーンに関するコンサルティング、システム開発・企画・運用、並びに研究開発	
（５） 資本金	5,000万円	
（６） 設立年月日	2018年８月1日	
（７） 大株主及び持株比率	株式会社Gunosy　50%、AnyPay株式会社　50%	
（８） 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社出資比率は50%
	人的関係	当社役員が代表取締役社長を兼務しているほか、当該会社の取締役１名は当社従業員が兼務しております
	取引関係	報告すべき事項はございません
（９） 当該会社の経営成績及び財政状態		
決算期	2019年３月期	
純資産	100百万円	
総資産	121百万円	
１株当たり純資産	10,072円	
売上高	104百万円	
営業利益	１百万円	
経常利益	１百万円	
当期純利益	０百万円	
１株当たり当期純利益	71.99円	
１株当たり配当金	－円	

（注）対象会社は2018年８月１日設立のため、直前事業年度（2018年８月１日から2019年３月31日）のみの記載となります。

3. 株式譲渡の相手先の概要

①氏名：福島　良典

②住所：東京都港区

③上場会社と当該個人の関係：当社の取締役 ファウンダー

（2019年８月23日に開催の第７回定時株主総会にて任期満了予定）

4. 譲渡株式数、譲渡価額、譲渡損益及び異動前後の所有株式の状況（予定）
①異動前の所有株式数：5,000株（所有割合：50%）
②譲渡株式数：4,500株（所有割合：45%）
③譲渡価額：１株当たり30,000円
④譲渡損益：売却時点の当該子会社の純資産額が未確定なため、現在精査中であります。
⑤異動後の所有株式数：500株（所有割合：５%）

5. 日程
①取締役会決議日及び基本合意書締結日：2019年７月12日（金）
②譲渡契約締結日：2019年８月23日（金）予定
③株式譲渡実行日：未定

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年７月19日

株式会社Gunosy
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島　村　　哲　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安　藤　　勇　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社Gunosyの2018年６月１日から2019年５月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Gunosy及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸　借　対　照　表

(2019年５月31日現在)

(単位：百万円)

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
(資　産　の　部)		(負　債　の　部)	
流　動　資　産	**11,285**	**流　動　負　債**	**2,629**
現　金　及　び　預　金	9,977	買　　掛　　金	1,048
売　　掛　　金	782	未　　払　　金	555
前　　払　　費　　用	294	未　　払　　費　　用	114
そ　　の　　他	231	未　払　法　人　税　等	206
固　定　資　産	**2,141**	前　　受　　金	621
有　形　固　定　資　産	**54**	株　式　給　付　引　当　金	17
建　　物	28	そ　　の　　他	66
工具、器具及び備品	26	**固　定　負　債**	**3**
無　形　固　定　資　産	**18**	株　式　給　付　引　当　金	3
ソ　フ　ト　ウ　エ　ア	16	**負　債　合　計**	**2,632**
商　　標　　権	2	(純　資　産　の　部)	
投資その他の資産	**2,068**	**株　主　資　本**	**10,729**
投　資　有　価　証　券	377	**資　　本　　金**	**4,046**
関　係　会　社　株　式	851	**資　本　剰　余　金**	**4,046**
関係会社長期貸付金	499	資　本　準　備　金	4,046
繰　延　税　金　資　産	109	**利　益　剰　余　金**	**2,806**
そ　　の　　他	231	その他利益剰余金	2,806
		繰越利益剰余金	2,806
		自　己　株　式	**△169**
		評価・換算差額等	**△1**
		その他有価証券評価差額金	△1
		新　株　予　約　権	**67**
		純　資　産　合　計	**10,794**
資　産　合　計	**13,427**	**負債・純資産合計**	**13,427**

損　益　計　算　書

（2018年６月１日から
2019年５月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		13,138
売　上　原　価		6,919
売　上　総　利　益		6,219
販売費及び一般管理費		4,413
営　業　利　益		1,806
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	6	
関係会社業務受託収入	29	
そ　の　他	1	37
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	0	
為　替　差　損	0	
そ　の　他	6	6
経　常　利　益		1,837
特　別　利　益		
投資有価証券売却益	391	
新株予約権戻入益	2	393
税引前当期純利益		2,231
法人税、住民税及び事業税	484	
法人税等調整額	16	500
当　期　純　利　益		1,731

株主資本等変動計算書

（2018年６月１日から
2019年５月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
				繰越利益剰余金	
当期首残高	3,975	3,975	3,975	1,075	1,075
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	70	70	70		
当期純利益				1,731	1,731
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	70	70	70	1,731	1,731
当期末残高	4,046	4,046	4,046	2,806	2,806

（単位：百万円）

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△199	8,826	△2	△2	39	8,864
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）		141				141
当期純利益		1,731				1,731
自己株式の処分	30	30				30
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			0	0	27	27
当期変動額合計	30	1,902	0	0	27	1,929
当期末残高	△169	10,729	△1	△1	67	10,794

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 ……移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの ……移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ……定率法を採用しております。

（リース資産を除く）

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 １～15年

工具、器具及び備品 ４～20年

無形固定資産 ……定額法を採用しております。

（リース資産を除く） なお、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金 ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末においては、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

株式給付引当金 ……株式交付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法 ……株式交付費については、支出時に全額費用として処理しております。

消費税等の処理方法 ……消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

（株式付与ESOP信託に係る取引について）

当社は、従業員帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の中長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、2015年10月に従業員インセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」を導入しております。

詳細については、連結注記表（追加情報）に記載しております。

表示方法の変更に関する注記

（表示方法の変更）

貸借対照表

前事業年度において区分掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期前払費用」（当事業年度25百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度は「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

また、前事業年度において区分掲記しておりました「流動負債」の「預り金」（当事業年度13百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度は「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

損益計算書

前事業年度において区分掲記しておりました「営業外費用」の「株式交付費」（当事業年度０百万円）及び「消費税等差額」（当事業年度０百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度は「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

会計上の見積りの変更に関する注記

（耐用年数の変更）

当事業年度において、本社の移転時期を決定したため、移転後利用見込のない固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。また同様に、本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、償却に係る合理的な期間を短縮しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ46百万円減少しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　76百万円
2. 当座貸越契約

当社は、運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行５行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越契約の総額	2,300百万円
借入実行残高	ー百万円
差引額	2,300百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く。）

短期金銭債権	164百万円
短期金銭債務	12百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	688百万円
営業費用	225百万円
営業取引以外の取引による取引高	35百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	185,500株	－株	27,900株	157,600株

（注）１．当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式の普通株式の株式数には、「株式付与ESOP信託」の信託財産として保有する当社株式がそれぞれ、185,500株、157,600株含まれております。

２．自己株式の普通株式の減少は、「株式付与ESOP信託」による交付27,900株であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産

未払事業税	17百万円
未払費用	32百万円
減価償却超過額	10百万円
ソフトウエア償却超過額	16百万円
株式給付引当金	6百万円
その他有価証券評価差額金	0百万円
投資有価証券評価損	65百万円
その他	26百万円
繰延税金資産小計	174百万円
評価性引当額	△65百万円
繰延税金資産合計	109百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Gunosy Capital Pte. Ltd.	(所有) 直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付 (注)	499	関係会社長期貸付金	499

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。

2. 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主(会社等)が議決権の過半数を所有している会社	株式会社mediba (KDDI株式会社の子会社)	なし	営業上の取引	広告収益の分配 (注) 1	1,158	買掛金	226
主要株主(会社等)が議決権の過半数を所有している会社	Supership株式会社 (KDDI株式会社の子会社)	なし	営業上の取引	媒体費の支払 (注) 2	1,084	買掛金	228

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1．広告収益の分配に係る取引条件及び取引条件の決定方針等については、市場価格を勘案し、両社で協議の上、決定しております。

2．媒体費の支払に係る取引条件及び取引条件の決定方針等については、市場価格を勘案し、一般取引条件と同様に決定しております。

3．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3. 役員及び個人主要株主等

種　　類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　　目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者	竹谷　祐哉	(被所有)直接 0.56	当社取締役	新株予約権の行使(注) 1	12	―	―
役員及びその近親者	長島　徹弥	(被所有)直接 0.12	当社取締役	新株予約権の行使(注) 1	11	―	―
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	Cove Group Pte. Ltd.(注) 2	(所有)直接 1.08	当社出資先	現物出資(注) 3	99	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1．新株予約権の行使は、2013年11月15日、2014年４月21日開催の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の、当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に、１株当たりの払込金額を乗じた金額を記載しております。

2．Cove Group Pte. Ltd.は、当社の主要株主である木村新司氏が間接的に議決権の過半数を所有しております。

3．現物出資については、AnyPay株式会社のホールディングス化のために、Cove Group Pte. Ltd.に対してAnyPay株式会社の株式を現物出資し、その対価としてCove Group Pte. Ltd.の株式を取得したものであります。取引条件については、従前の出資比率をもとに、株主間で協議の上、決定しております。

１株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額

453円73銭

2. １株当たり当期純利益

73円72銭

重要な後発事象に関する注記

株式譲渡による連結子会社の異動について

当社は、2019年７月12日開催の取締役会において、当社取締役 ファウンダーであり、当社連結子会社である株式会社LayerX(以下、「対象会社」)の現代表取締役社長である福島良典氏（以下、「福島氏」）に対し、当社が保有する対象株式の一部を譲渡することを目的として、福島氏との間で株式譲渡契約に関わる基本合意契約書を締結することを決議し、同日締結しました。

取引の概要については、連結注記表（重要な後発事象に関する注記）をご参照ください。

なお、本株式譲渡により、2020年５月期の計算書類において、関係会社株式売却益（特別利益）90百万円の計上を見込んでおります。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年７月19日

株式会社Gunosy
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島　村　　哲　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安　藤　　勇　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社Gunosyの2018年６月１日から2019年５月31日までの第７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年６月１日から2019年５月31日までの第７期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年７月19日

株式会社Gunosy　監査役会

常勤監査役　石　橋　雅　和　㊞

社外監査役　清　水　健　次　㊞

社外監査役　柏　木　　登　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（８名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	竹谷　祐哉（たけたに　ゆうや） （1989年３月４日生）	2011年４月　グリー株式会社 入社 2013年１月　当社 入社 2013年８月　当社取締役 2016年８月　当社代表取締役（現任） 2018年12月　株式会社クラウドワークス 社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社クラウドワークス 社外取締役	135,000株
2	長島　徹弥（ながしま　てつや） （1980年４月30日生）	2005年６月　アウンコンサルティング株式会社 入社 2009年１月　同社執行役員 2012年７月　グリー株式会社 入社 2013年８月　当社 入社 2016年８月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） ―	29,800株
3	※ 間庭　裕喜（まにわ　ゆうき） （1983年３月３日生）	2005年４月　ゴールドマン・サックス証券株式会社 入社 2015年６月　クービック株式会社 入社 2015年６月　同社取締役 2018年10月　当社 入社 2018年10月　当社執行役員（現任） （重要な兼職の状況） ―	―
4	※ 大曽根　圭輔（おおそね　けいすけ） （1984年９月29日生）	2012年３月　筑波大学大学院システム情報工学研究科博士課程修了 2012年４月　株式会社サイバード 入社 2015年11月　当社 入社 2018年９月　当社執行役員（現任） （重要な兼職の状況） ―	―

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
5	木村（きむら） 新司（しんじ） (1978年７月30日生)	2003年４月　株式会社ドリームインキュベータ入社 2005年８月　株式会社シリウステクノロジーズ取締役 2007年３月　株式会社アトランティス（現Glossom株式会社）設立 代表取締役 2012年11月　SSTJ INVESTMENT Pte. Ltd.（現Das Capital SG Pte. Ltd.）設立 Director（現任） 2013年11月　当社代表取締役 2015年12月　株式会社クラウドワークス 社外取締役 2016年５月　AnyPay Pte. Ltd.設立 Director（現任） 2016年６月　AnyPay株式会社設立 代表取締役 Pegasus Wings Group Ltd.設立 Director（現任） 2017年８月　当社取締役（現任） 2018年５月　AnyPay株式会社 取締役（現任） 2019年２月　Cove Group Pte. Ltd.設立 Director（現任） （重要な兼職の状況） Das Capital SG Pte. Ltd. Director Pegasus Wings Group Ltd. Director AnyPay Pte. Ltd. Director Cove Group Pte. Ltd. Director AnyPay株式会社 取締役	5,536,300株 （注８）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
6	※ 神山（かみやま）　隆（たかし） （1964年４月30日生）	1987年４月　国際電信電話株式会社(現　KDDI株式会社）入社 2007年４月　同社コンテンツ・メディア本部 メディアビジネス部長 2008年４月　株式会社A-Sketch 社外取締役 2009年４月　KDDI株式会社 コンテンツ・メディア本部 メディアビジネス企画部長 2010年４月　同社経営戦略本部 グループ戦略部長 2010年12月　同社CATV事業推進本部 CATVメディア戦略部長 2011年４月　同社新規事業統括本部 メディア・CATV推進本部副本部長 2011年６月　株式会社スペースシャワーネットワーク 社外取締役 2013年４月　株式会社ジュピターテレコム 上席執行役員 ケーブルTV事業副部門長 2015年４月　KDDI株式会社 メディア・CATV推進本部副本部長 2017年４月　同社バリュー事業本部 事業本部長付上席補佐 2018年４月　同社ライフデザイン事業本部 新規ビジネス推進本部副本部長(現任) 2018年６月　株式会社ナターシャ 社外取締役（現任） 2019年６月　株式会社A-Sketch 社外取締役（現任） 2019年６月　株式会社スペースネットワーク 社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） KDDI株式会社 ライフデザイン事業本部 新規ビジネス推進本部副本部長 株式会社ナターシャ 社外取締役 株式会社A-Sketch 社外取締役 株式会社スペースネットワーク 社外取締役	―

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
7	冨塚（とみづか）　優（すぐる） (1965年８月20日生)	1988年４月　株式会社リクルート(現　株式会社リクルートホールディングス)　入社 2008年４月　同社執行役員 2009年４月　株式会社ゆこゆこ 代表取締役 株式会社ワールドメディアエージェンシー 代表取締役 2012年10月　株式会社リクルートホールディングス 執行役員 株式会社リクルートライフスタイル 代表取締役 2013年４月　株式会社リクルートマーケティングパートナーズ 代表取締役 2016年４月　株式会社リクルートアドミニストレーション(現　株式会社リクルート　注９)　代表取締役 株式会社リクルートオフィスサポート 代表取締役 2018年４月　株式会社Tommy設立 代表取締役(現任) 2018年６月　株式会社イオレ 社外取締役（現任) 2018年８月　当社社外取締役（現任) 2019年４月　株式会社ポケットカルチャー 代表取締役（現任) （重要な兼職の状況) 株式会社Tommy 代表取締役 株式会社イオレ 社外取締役 株式会社ポケットカルチャー 代表取締役	―

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
8	眞下（ました） 弘和（ひろかず） (1969年１月20日生)	1991年４月　野村證券株式会社 入社 1996年５月　デューク大学フクア・スクール・オブ・ビジネスにて経営学修士(MBA)課程修了 1996年８月　ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル出向 投資銀行部門バイスプレジデント 1999年10月　株式会社光通信 入社 1999年11月　Hikari International NY Inc. President 2000年４月　株式会社光通信キャピタル 入社 HTC America Inc. President 2000年11月　株式会社光通信 取締役 2001年11月　株式会社アイ・イーグループ 取締役 2006年６月　株式会社光通信 取締役 株式会社Hikari Asset Management 代表取締役 2007年12月　eまちタウン株式会社 取締役 2008年12月　同社代表取締役 2013年11月　m&s partners Pte. Ltd.設立 Director（現任） 2018年８月　当社社外取締役（現任） 2018年12月　Sin Growth Partners Pte. Ltd.設立 Director（現任） （重要な兼職の状況） m&s partners Pte. Ltd. Director Sin Growth Partners Pte. Ltd. Director	―

（注）１．※は新任の取締役候補者であります。
２．木村新司氏は、Cove Group Pte. Ltd.のDirectorであり、同社は当社の出資先であります。神山隆氏は、KDDI株式会社の従業員であり、同社は当社の大株主かつ業務提携先であり、当社との間に営業上の取引関係があります。また、その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．当社は、木村新司氏、冨塚優氏及び眞下弘和氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に規定された最低責任限度額としており、３氏の再任が承認された場合は、３氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、神山隆氏の選任が承認された場合には、同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
４．神山隆氏、冨塚優氏及び眞下弘和氏は、社外取締役候補者であります。
５．冨塚優氏及び眞下弘和氏は当社の現任の社外取締役であり、在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
６．神山隆氏は、インターネットメディア、広告事業及び経営に関する豊富な経験と見識を有していることから、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。冨塚優氏は、インターネットメディア事業及び経営に関する豊富な経験と見識を有していることから、社外取締役に適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであ

ります。眞下弘和氏は、グローバル企業の経営と投資に関する豊富な経験と見識を有していることから、社外取締役に適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

7．当社は冨塚優氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

8．木村新司氏が所有する当社の株式の数には、同氏が「NOMURA SINGAPORE LIMITED CUSTOMER SEGREGATED A/C FJ-1309」名義にて所有する株式数を含んでおります。

9．株式会社リクルートホールディングスからメディア＆ソリューション事業を承継した際に社名変更した会社であります。

なお、会社法施行規則第74条に定める取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役柏木登氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
柏木（かしわぎ）　登（のぼる） （1953年４月３日生）	1977年４月　日本テレビ放送網株式会社 入社 2004年７月　同社編成制作本部情報センター長 2005年７月　同社事業局長 2008年６月　中京テレビ放送株式会社 取締役制作局長 2012年６月　同社常務取締役編成局長 2013年６月　株式会社バップ 代表取締役社長執行役員 一般社団法人日本レコード協会 理事 一般社団法人日本映像ソフト協会 理事 2015年６月　株式会社BS日本 常勤監査役 2015年８月　当社社外監査役（現任） 2019年５月　一般社団法人放送人の会 理事（現任） （重要な兼職の状況） ―	－

（注）１．監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．当社は、柏木登氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に規定された最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

３．同氏は、社外監査役候補者であります。

４．同氏は、放送メディア業界及び事業会社における豊富な実務経験と経営経験を有していることから、社外監査役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

５．同氏は、現在当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

６．当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

なお、会社法施行規則第76条に定める監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第３号議案　当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2014年８月28日開催の定時株主総会において、年額500百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、既存のストック・オプション制度に替えて、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は８名（うち社外取締役４名）でありますが、第１号議案「取締役８名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は８名（うち社外取締役３名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（１）譲渡制限期間
対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より３年間から５年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
（２）譲渡制限の解除
当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役及び取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
（３）退任又は退職時の取扱い
対象取締役が譲渡制限期間満了前に上記（２）に定めるいずれの地位からも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
（４）組織再編等における取扱い
上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
（５）その他の事項
本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以　上

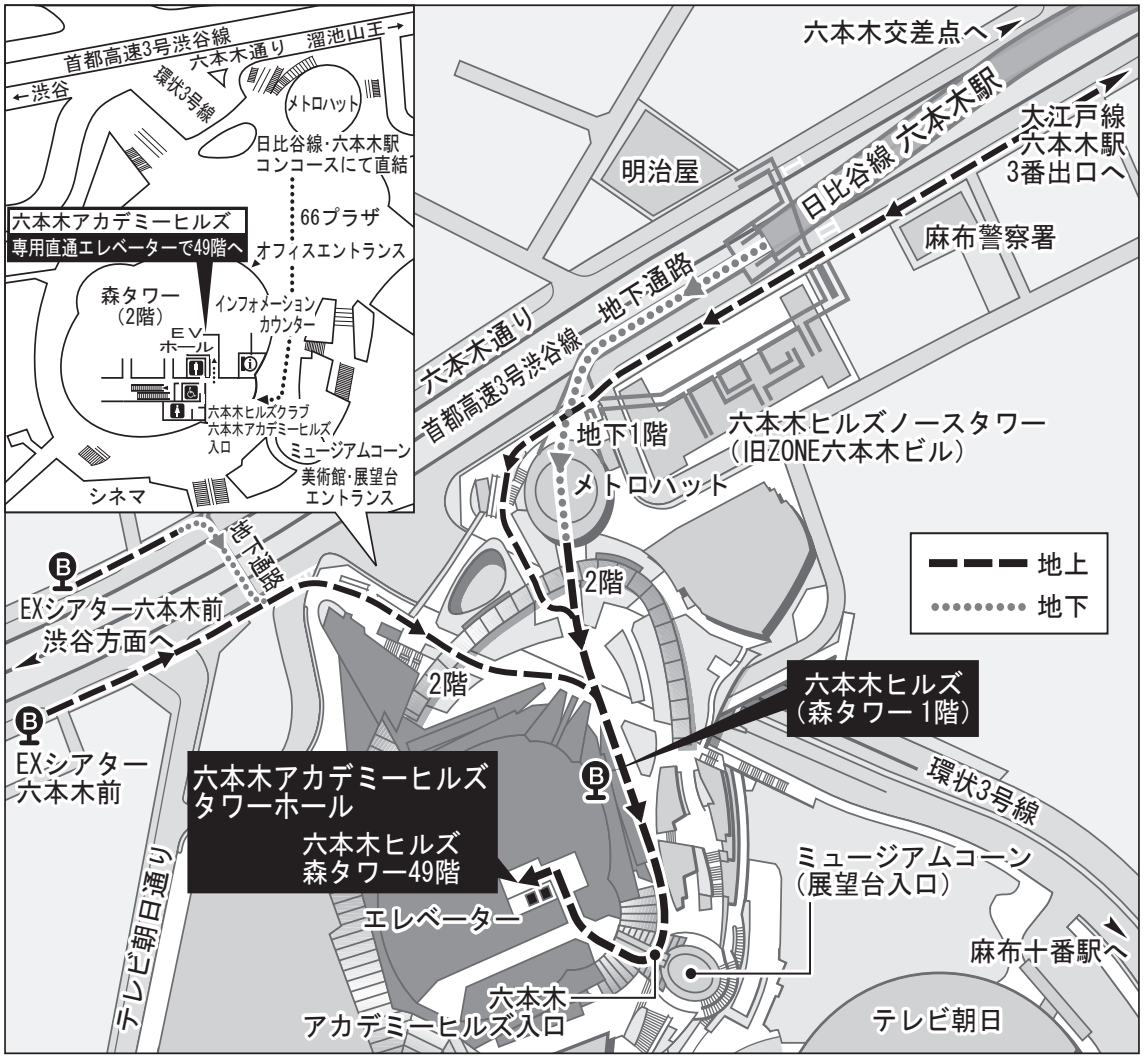
〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

東京都港区六本木六丁目10番１号　六本木ヒルズ森タワー49F
六本木アカデミーヒルズ　タワーホール
TEL：03-6406-6226



交通ご案内
＜地下鉄＞東京メトロ日比谷線／六本木駅（1C番出口・メトロハットへ直結）会場まで徒歩約５分
都営大江戸線／六本木駅（３番出口）会場まで徒歩約10分
＜バ　ス＞都営01系統バス／渋谷～六本木ヒルズ「六本木ヒルズ」下車（森タワー１階）
会場まで徒歩約５分
都営01系統バス／新橋～渋谷「EXシアター六本木前」下車（六本木通り）
会場まで徒歩約10分

（お願い）
会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。